（研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の一部改正）

第二十四条　研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十一条―第七十六条」を「第五十一条―第七十八条」に改める。

別記様式中「第七十七条」を「第七十九条」に改める。

（特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の性能に係る技術基準に関する規則の一部改正）

第二十五条　特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の性能に係る技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十六条に次の一項を加える。

2　放射性廃棄物を処理する設備は、受け入れる放射性廃棄物を処理するために必要な能力を有するものでなければならない。

附　則

この規則は、独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律の施行の日（平成二十六年三月一日）から施行する。